



# 秋厚労ニュース

NO1909号  
2019年6月19日  
秋田県厚生連労働組合  
秋田市山王5-4-2  
TEL 018(864)3341  
FAX 018(864)3349

# もっている権利を有効に

## 母性保護月間

6～7月は、「母性保護月間」です。「母性保護」とは女性がつもつ母性機能に対する社会的な保障です。産む性を持っているために生じる月経・妊娠・出産・更年期など、全てが保障の対象になります。

### ☆ 妊娠・育児に関する権利 ☆

就職	
◇生理休暇	本人の申請 毎月2日間(有給による休暇は休日を含む)
妊娠・出産	
◇妊娠中の通勤緩和による時差出勤、勤務時間の短縮	医師等の指導により時差出勤・勤務時間の短縮
◇妊産婦の健康診査	23週まで 4週に1回 24～35週 2週に1回 36週～出産 1週に1回
◇産前産後休暇	産前6週(多胎児14週) 産後8週
育児	
◇育児時間	1歳まで 1日2回各30分又は1日1回1時間
◇育児休職	1歳まで 保育園に入所できないなどの場合は2歳まで延長可能
◇育児のための短時間勤務	3歳まで 1日7時間、6時間30分又は6時間に変更可能
◇育児のための時間外労働等の措置	3歳まで 申出により時間外勤務、休日勤務免除
◇子の看護休暇	小学校の始期まで 年5日(2人以上は10日) 子の負傷、疾病等、予防接種、健康診断。半日単位取得可能 (午前)8時30分～13時 (午後)12時30分～17時

2018年版「組合のてびき」より一部抜粋

## 6～7月は全国各地で「母性保護月間」

全厚労では毎年6～7月を「母性保護月間」とし、全国各地で運動が行われています。

1991年6～7月に最初の「婦人の権利を考える月間」が実施されました。母

### 生理休暇

### 月2日間取得可能

秋厚労女性部は、全厚労で作成したポスターを利用して「母性保護月間」をアピール。年次有給休暇や生理休

暇の取得など「母性保護」の立場から権利が行使できよう働きかけています。女性の生理休暇は、秋

田県厚生連の就業規則では「生理日の就業が著しく困難な女子職員から請求があったときは、必要日数の

性をまもり婦人の働く権利を広げるために、統一課題として「ぬりえポスター」の掲示や、各県でも、「食」や権利問題・母性保護をテーマに集会、学習会を企画したことが「母性保護

月間」の始まりです。育児休業法が同年4月末に成立し、翌年1992年4月より施行されることになり、その周知も含め、さらに運動が広まったとされています。



各病院に掲示中のポスター

休暇を与える。①有給での休暇は毎月2日とする。②前項の休暇日数が2日を越える場合、年次有給休暇を充当することができるとなっています。更年期における生理異常でも取得可能。体をいたわりながら働き続けられるよう悩んでいる人がいたら声をかけて下さい。

### 予防接種も

### 子の看護休暇対象

子の看護休暇は小学校の始期に達するまで、子1人の場合は5日間、2人以上の場合は10日間取得可能。子の負傷、疾病等により看護が必要になったとき以外にも、予防接種や健康診断でも取得できます。制度にはありますが、無給です。もっている権利をよく知り、協力し合い有効に活用しましょう。